

暮らしを エコニュース

生活排水を きれいに流そう

成田市は、利根川や根本名川などの一級河川、印旛沼や坂田ヶ池など豊かな水環境を有していますが、都市化の進行や生活スタイルの変化などに伴い水質が悪化しています。

この原因の一つは台所・風呂・トイレなど日常生活を行う中で出る生活排水です。

水を汚さないようにするためにわたしたちができることは、生活排水をきれいに流すことです。

家庭での対策には次のような方法があります。できることから実践しましょう。

- 食事は必要な分だけ作り、飲み物は飲み切れる分だけ注ぐ
- 残った油*はそのまま排水口に流さず、新聞紙や古い布な

- どに染み込ませて捨てる
 - 排水口にネットを使用するなど、固形物を流さないようにする
 - 食器などの油污れは古い布などで拭いてから洗う
 - シャンプーや洗剤は適量を使う
 - 植物の水やりには米のとぎ汁を使う
 - 道路のごみや汚れが川や沼に流れ込まないように日ごろから側溝や道路の清掃を心掛ける
 - 単独処理浄化槽やくみ取りトイレの家庭は合併処理浄化槽に切り替える
 - 公共下水道や農業集落排水の区域では適正に接続する
- 一度汚れてしまった水をきれいにするのは簡単なことではありませんが、一人一人の少しの心掛けが、きれいな川や沼を取り戻すことにつながります。

*市では、家庭から出る使用済み天ぷら油を回収しています。
くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消費生活相談

Q&A

新聞購読契約の トラブル

Q 「近所にあいさつに来ました」と自宅に訪問者があり、ドアを開けたら新聞の勧誘員でした。「今は他紙を取っているから、必要になったときに考えます」と断ったのですが、商品券をサービスすると頼み込まれて、仕方なく6カ月間の購読契約をしました。やはり2紙も必要ないのでやめたのですが、解約できますか。

A 新聞の訪問販売は、クーリング・オフの対象となり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、販売店宛てに書面で通知することで、無条件で契約を解除できます。解除するときは、契約の際にもらった景品を販売店に返しましょう。

クーリング・オフの期間を過ぎると、「〇年〇月～〇年〇月の6カ月間」というような期間が決まっている購読契約は、原則として一方的な理由での中途解約はできませんので注意が必要です。ただし、断ったのに居座られたり、嘘をつかれたりして契約をした場合は、クーリング・オフの期間を過ぎても取り消すことができます場合があります。



質問のように、訪問販売で新聞の勧誘をする場合は、勧誘に先立って、新聞の販売店名・名前・販売目的を告げる必要があります。また、一度断った消費者に対する再勧誘は禁止されています。必要がなければ、「要りません」ときっぱり断りましょう。

特に、購読開始が1年以上先の契約をすると、配達が始まるころには事情が変わっていたり、契約したことを忘れて新たに別の購読契約をしてしまったりして、トラブルになることがありますので、避けるようにしましょう。

契約をする際は、契約内容(購読期間や購読開始日など)をよく確認し、書面は大切に保管しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。